# 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る成果目標及び活動指標について

- 成果目標①:施設入所者の地域生活への移行
- 成果目標②:精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 成果目標③:障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域 生活支援拠点等の整備
- 成果目標④:福祉施設から一般就労への移行等
- 成果目標⑤: 障害児支援の提供体制の整備等
- 活動指標の全体像

平成28年11月11日

## 成果目標① 施設入所者の地域生活への移行

### 施設入所者の地域生活移行者数に関する目標について

#### 施設入所者の地域生活移行者数に関する現状

- 〇 平成25年度末の施設入所者を母数とした地域生活移行者の割合は、平成27年度末時点で3.3%であり、引き続き、現状の水準で推移した場合、平成29年度末の目標値である12%を下回る状況。
- 〇 また、直近3カ年(平成25年~平成27年)の地域移行生活移行者の水準を踏まえると、平成28年度末の施設入所者数を母数とした地域生活移行者の割合は、平成32年度末までに8.4%となる見込み。

#### 成果目標(案)

- 施設入所者の重度化·高齢化により、入所施設からの退所は入院·死亡を理由とする割合が年々高まっており、 自宅やグループホームなどへの地域生活移行者数は、上記の現状の通り減少傾向にある。
- 一方で、障害者の重度化・高齢化に対応するための、グループホームなどの障害福祉サービスの機能強化や 地域生活支援拠点等の整備にかかる取組を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、成果目標を 以下のように設定してはどうか。

#### <u>【成果目標(案)】</u>

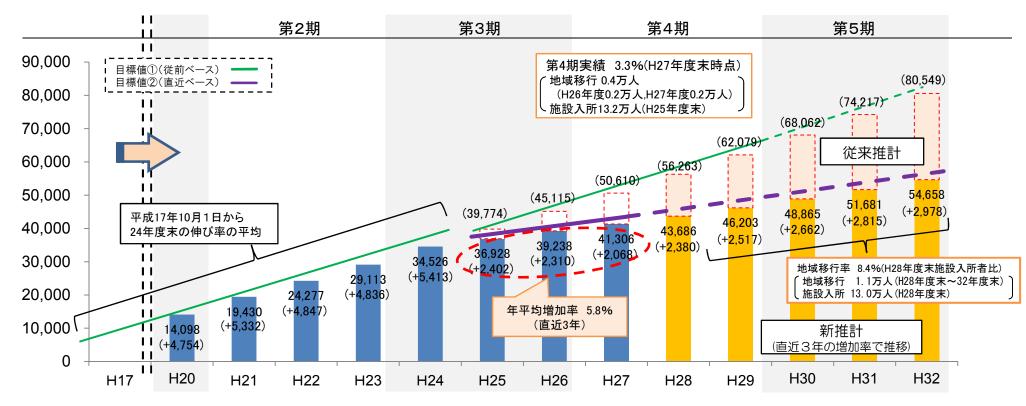
平成32年度末時点で、平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

#### (参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

   目標値	第1~2期	第3期	第4期	第5期		
口惊胆	(平成18~23年度)	(平成24~26年度)	(平成27~29年度)	(平成30~32年度)		
	10%	30%	12%	9%		
基本指針	(平成17年10月1日~	(平成17年10月1日~	(平成25年度末~	(平成28年度末~		
	23年度末(6.5年間))	26年度末(9.5年間))	29年度末(4年間))	32年度末(4年間))		
  都道府県	14. 5%	25. 2%	12. 0%			
障害福祉計画	(平成17年10月1日~	(平成17年10月1日~	(平成25年度末~	<del>-</del>		
焊合循征引២	23年度末(6.5年間))	26年度末(9.5年間))	29年度末(4年間)			

## 施設入所者の地域生活移行者数の推移について(参考データ)

#### 施設入所者の地域生活移行者数の推移



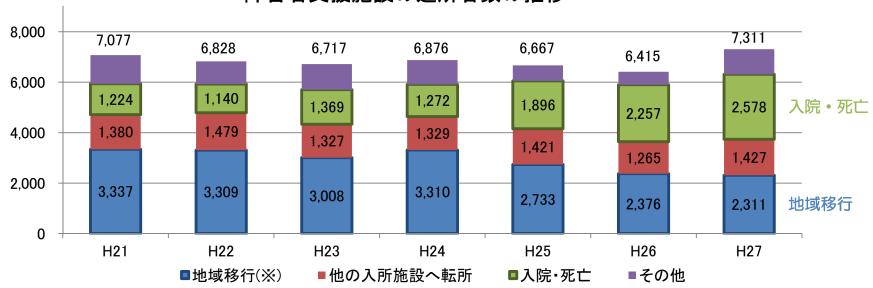
基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値【再掲】

目標値	第1~2期	第3期	第4期	第5期
日保旭	(平成18~23年度)	(平成24~26年度)	(平成27~29年度)	(平成30~32年度)
	10%	30%	12%	9%
基本指針	(平成17年10月1日~	(平成17年10月1日~	(平成25年度末~	(平成28年度末~
	23年度末(6.5年間))	26年度末(9.5年間))	29年度末(4年間))	32年度末(4年間))
都道府県	14. 5%	25. 2%	12. 0%	
障害福祉計画	(平成17年10月1日~	(平成17年10月1日~	(平成25年度末~	
"	23年度末(6.5年間))	26年度末(9.5年間))	29年度末(4年間)	

## 施設入所者の退所数の推移について(参考データ)

- 障害者支援施設からの退所者数は、年間7,000人前後で推移。
- 退所理由として<u>、「入院・死亡」が増加</u>する一方で、<u>「施設からの地域移行(就職、家庭復帰、自宅・GH・CH</u> <u>への住み替え)」は減少傾向</u>にある。

#### 障害者支援施設の退所者数の推移



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
総数	7077	6828	6717	6876	6667	6415	7311
就職	541	393	418	642	500	438	404
家庭復帰	1511	1448	1201	1153	1243	1016	966
他の社会福祉施設等へ転所	2665	2947	2716	2844	2411	2187	2368
うち自宅・GH・CH	1285	1468	1389	1515	990	922	941
入院	400	353	408	394	607	775	880
死亡	824	787	961	878	1289	1482	1698
その他	1136	900	1013	965	617	517	995

### 施設入所者数の削減に関する目標について

#### 施設入所者数の削減に関する現状について

- 〇 平成25年度末の施設入所者数を母数とした施設入所者数の削減の割合は、平成27年度末時点で0.6%であり、引き続き、現状の水準で推移した場合、平成29年度末の目標値である4%を下回る状況。
- 〇 また、直近3カ年(平成25年~平成27年)の施設入所者数削減の状況を踏まえると、平成28年度末の施設入所者数を母数とした削減の割合は平成32年度末までに1.2%となる見込み。

#### 成果目標(案)

- 施設入所者の現状をみると、障害支援区分5以下の利用者は減少または横ばいである一方、区分6の利用者が増加しており、 全体として施設入所者の重度化が進んでいる。また、65歳以上の利用者の割合が増加しているなど、高齢化も進みつつある。
- このような状況を踏まえると、障害支援区分が比較的軽度で地域生活への移行が可能な者については、グループホーム等の地域生活への移行を促しつつ、この間の削減実績の推移を踏まえた目標設定とすべきではないか。
- 一方で、重度化に対応したグループホームの新たな類型の創設や、市町村等における地域生活支援拠点等の整備にかかる 取組を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、成果目標を以下のように設定してはどうか。

#### 【成果目標(案)】

平成32年度末時点の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

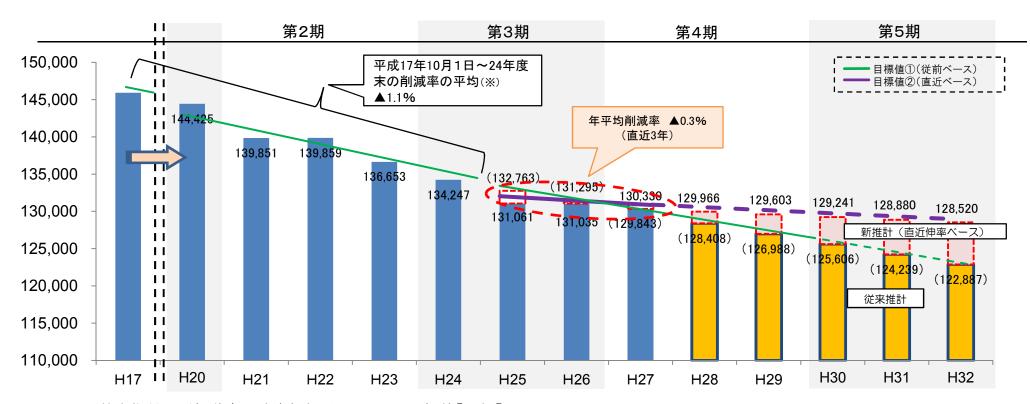
12 37 T 1 1 T T T T T T T T T T T T T T T T		100:7 <del>0 H              </del>		
目標値	第1~2期	第3期	第4期	第5期
	(平成18~23年度)	(平成24~26年度)	(平成27~29年度)	(平成30~32年度)
	<b>▲</b> 7%	<b>▲</b> 10%	<b>▲</b> 4%	<b>▲2</b> %
基本指針	(平成17年10月1日~	(平成17年10月1日~	(平成25年度末~	(平成28年度末~
	23年度末(6.5年間))	26年度末(9.5年間))	29年度末(4年間))	32年度末(4年間))
都道府県	▲8.4%	<b>▲</b> 15.4%	▲3.8%	
障害福祉計画	(平成17年10月1日~	(平成17年10月1日~	(平成25年度末~	
2000年1000年100日	23年度末(6.5年間))	26年度末(9.5年間))	29年度末(4年間)	

・平成17年度、平成20~23年度は10月1日数値。24年度~27年度は3月末数値。28年度以降(括弧書き)は推計。

(出典: 国保連データ、社会福祉施設等調査、施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

## 施設入所者数の推移について(参考データ)

#### 施設入所者数の推移



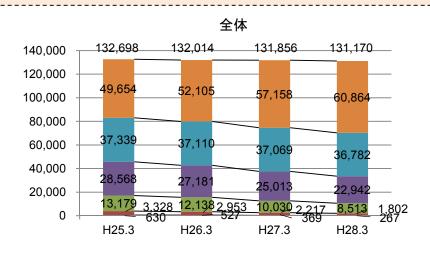
基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値【再掲】

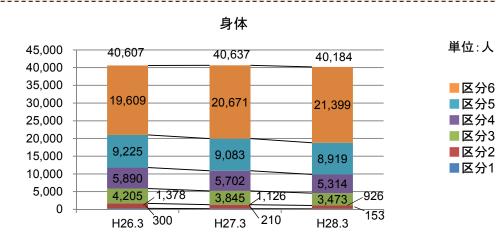
目標値	第1~2期 (平成18~23年度)	第3期 (平成24~26年度)	第4期 (平成27~29年度)	第5期 (平成30~32年度)
基本指針	▲7% (平成17年10月1日~ 23年度末(6.5年間))			▲2% (平成28年度末~ 32年度末(4年間))
都道府県 障害福祉計画	▲8.4% (平成17年10月1日~ 23年度末(6.5年間))			

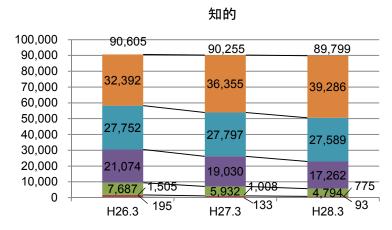
・平成17年度、平成20~23年度は10月1日数値。24年度~27年度は3月末数値。28年度以降(括弧書き)は推計。 (出典: 国保連データ、社会福祉施設等調査、施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

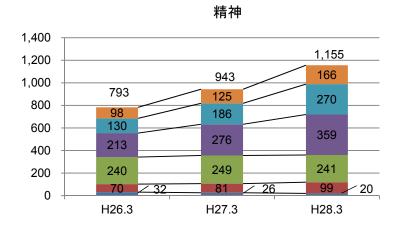
## 施設入所支援の利用者数の推移(障害支援区分別)

- 障害支援区分別の利用者数について、28年3月時点の利用者数を25年3月時点の利用者数と比較すると、区分1については 57.6%減少、区分2については45.9%減少、区分3については35.4%減少、区分4については19.7%減少、区分5については 1.5%減少、区分6については22.6%増加している。
- 障害種別でみると、28年3月時点の利用者数を26年3月時点の利用者数と比較すると、区分6については、身体障害者は 9.1%増加、知的障害者は21.3%増加、精神障害者は69.4%増加している。



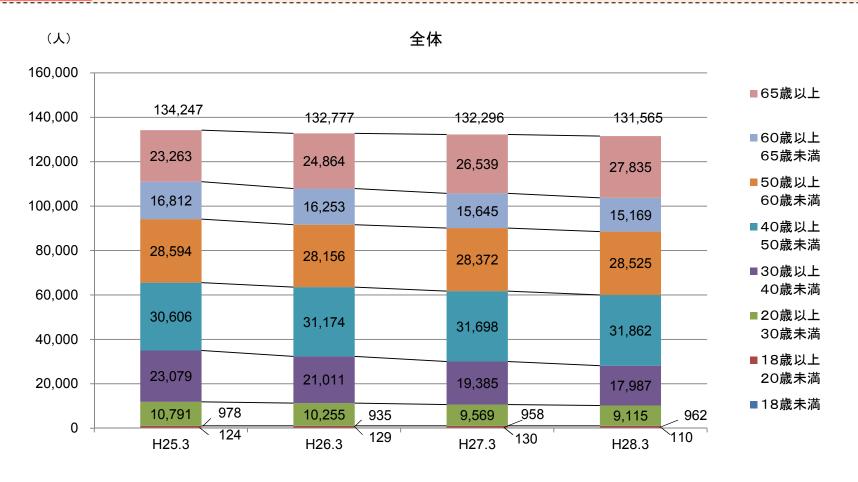






### 施設入所支援の利用者数の推移(年齢階級別)

○ 年齢階級別の利用者数について、28年3月時点の利用者数を25年3月時点の利用者数と比較すると、 18歳未満については11.3%減少、18歳以上20歳未満については1.6%減少、20歳以上30歳未満については は15.5%減少、30歳以上40歳未満については22.1%減少、40歳以上50歳未満については4.1%増加、 50歳以上60歳未満については0.2%減少、60歳以上65歳未満については9.8%減少、65歳以上については19.7%増加している。

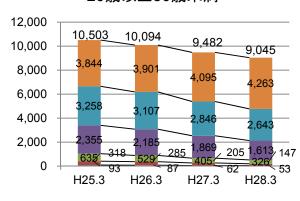


(出典:国保連データ)

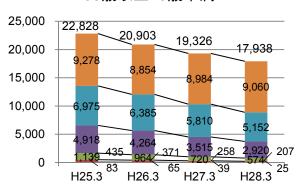
### 施設入所支援の利用者数の推移(年齢階級別×障害支援区分別)

- いずれの年齢階級においても、区分6の利用者が増加している(ただし、30歳以上40歳未満を除く)。
- 年齢階級別にみると、28年3月時点の利用者数を25年3月時点の利用者数と比較すると、区分6については、20歳以上30歳未満は10.9%増加、30歳以上40歳未満は2.3%減少、40歳以上50歳未満は30.1%増加、50歳以上60歳未満は26.5%増加、60歳以上65歳未満は10.6%増加、65歳以上は48.6%増加している。

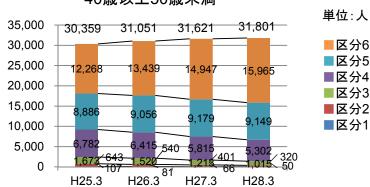
#### 20歳以上30歳未満



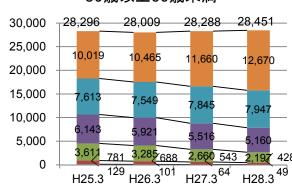
#### 30歳以上40歳未満



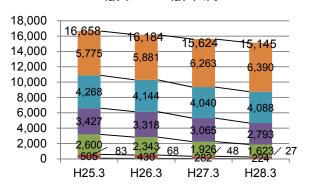
40歳以上50歳未満



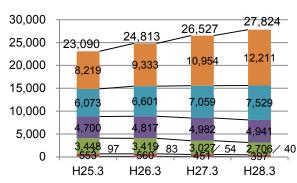
50歳以上60歳未満



60歳以上65歳未満



65歳以上



(出典:国保連データ)

## 障害者支援施設入所者の入所期間について

〇 平成27年9月時点における障害者支援施設の入所者数は約12万5千人であり、そのうち、約8割が 入所期間「5年超」となっている。



出典: 平成27年社会福祉施設等調查報告(厚生労働省大臣官房統計情報部)

## 障害者支援施設における高齢化・老化・早期退行等の状況

- 〇 老化や早期退行などによって日常生活に問題を抱えている者の割合は、知的障害関係施設・事業所利用者で17.4%、身体障害関係 (障害者支援施設)で21.2%、精神障害関係(グループホーム等)で11.6%である。
- これを年齢階層と事業種別ごとにみると、<u>知的障害関係の障害者支援施設においては、50歳代で老化や早期退行が問題となっている者の割合が3割に達し</u>、60~64歳で45.9%、65~69歳で57.6%の利用者がこれらの問題を抱えている。

また、<u>身体障害関係の障害者支援施設においては、60歳代で老化や早期退行が問題となっている者の割合が3割に達し</u>、65~69歳で36.9%、70~74歳で44.8%の利用者がこれらの問題を抱えている。

- <u>知的障害関係のグループホーム等の事業所においては、60歳代で老化や早期退行が問題となっている者の割合が4割に達し</u>、65~69歳で46.0%の利用者がこれらの問題を抱えている。
  - 一方、精神障害者のグループホーム等の事業所においては、その割合が50歳代で7.2%、60~64歳で17.7%、65~69歳で27.4%である。
- 高齢化・老化及び早期退行など問題となっている数 (上段:問題となっている人数 下段:対象者数)

	知的障害関係	身体障害関係	精神障害関係	<b>†</b>
障害者支援施設	3,676人 (21.7%) /16,956人	1,948人 (21.2%) /9,175人		5,624人 (21.5%) /26,131人
生活介護事業所	911人 (11.2%) /8,138人			911人 (11.2%) /8,138人
グループホーム 等	1,077人 (14.6%) /7,361人		198人 (11.6%) /1,700人	1,275人 (14.1%) /9,061人
計	5,664人 (17.4%) /32,455人	1,948人 (21.2%) /9,175人	198人 (11.6%) /1,700人	7,810人 (18.0%) /43,330人

#### **〔知的障害関係〕障害者支援施設〔身体障害関係〕**



#### [知的障害関係] グループホーム等事業所 [精神障害関係]

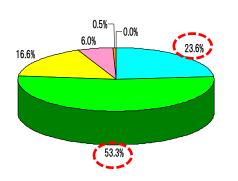


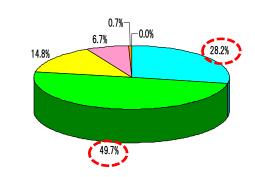
出典:「地域における高齢の障害者の居住支援等の在り方に関する調査・研究」((財)日本知的障害者福祉協会(平成24年度障害者総合福祉推進事業))

## 障害者支援施設における日々の行動の範囲の状況

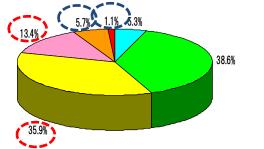
- 〇 グループホーム等の事業所の利用者においては、行動の範囲が広く、「生活圏域外への外出」や「日常の散 歩」をしている人が約8割を占める。
- 〇 一方、障害者支援施設利用者では、<u>「行動が居住棟の中」、あるいは「居室中心」が知的障害、身体障害ともに4割超</u>となっている。また、<u>「ほとんど寝たきり、移動は介助のもとで行われる」と「寝たきりである」が知的障害</u>で約7%、身体障害で約30%を占めている。

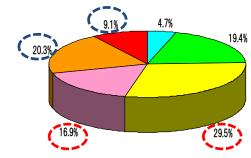
#### [知的障害関係] グループホーム等事業所 [精神障害関係]





#### [知的障害関係] 障害者支援施設 [身体障害関係]





- 施設敷地外(あるいは家庭生活での生活圏外)への 外出も見られるなど、行動は活発であり危なげはない
- 普通に行動はしているが、その範囲は生活寮の周辺、 あるいは家庭では、日常の散歩等が行われている生活 空間に限られている
- ─ 行動はほとんどホーム(居住棟)あるいは家庭のなかである
- 動きは少なく、居室中心である
- ほとんど寝たきり、移動は介助のもとで行われる
- 寝たきりである

出典:「地域における高齢の障害者の居住支援等の在り方に関する調査・研究」((財)日本知的障害者福祉協会(平成24年度障害者総合福祉推進事業外2

## 成果目標② 精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築

## 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

#### 基本的な考え方

- 長期入院精神障害者の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは 限界があり、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得 ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会を構築していく必要がある。
- このため、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを、新たな基本指針に政策理念として掲げてはどうか。

#### 主なポイント

- ① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉 関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重 層的な連携による支援体制を構築する。
- ② 長期入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、地域生活への移行が可能であることから、2020年の精神病床における入院需要(患者数)及び、地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)の目標を明確にした上で、計画的に基盤整備を推し進める。

## 成果目標について

○ 「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」の議論を踏まえて、精神障害にも対応した地域包括 ケアシステムの構築を目指して、成果目標の設定を次のとおり行うこととしてはどうか。

#### 成果目標(案)

- ①障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況
- ・ 精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町村等の関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるように、平成32年度末までに全ての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場(例:精神障害者地域移行・地域定着推進協議会など)を設置することを原則として設定する。
- ※この際、都道府県単位で解決すべき課題にも対応できるように、都道府県ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場(例:都道府県(自立支援)協議会専門部会など)を設置することが望ましい。
- ②市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況
- ・ 住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が中心となり、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるように、平成32年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場(例:市町村(自立支援)協議会、専門部会など)を設置することを原則として設定する。
  - ③精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)
- ・ 地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、国が提示する推計式を用いて、平成32年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を設定する。
- ※計画の実行管理にあたっては、より速やかに地域の実態を把握できるように、630調査の改善を図るとともに、レセプト情報等データベースを活用する。
- ④精神病床における早期退院率(入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率、入院後1年時点の退院率)
- ・ それぞれの地域における保健・医療・福祉の連携支援体制が強化されることによって、早期退院が可能になることから、平成32年 度末までに、平成28年時点で上位〇%の都道府県が達成している水準を目安として成果目標を設定する。
- ※計画の実行管理にあたっては、より速やかに地域の実態を把握できるように、630調査の改善を図るとともに、レセプト情報等データベースを活用する。

## 活動指標について

- 長期入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、地域生活への移行が可能であることから、国が提示する推計式を用いて、平成32年度末の地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)を障害福祉計画上明確に記載する。
  - ※ 計画の実行管理にあたっては、より速やかに地域の実態を把握できるように、国保連データを活用する。

## 医療計画との連携について

○ 医療計画における基準病床数の見直しについて

基本指針における目標の達成状況を踏まえつつ、医療計画の次期見直し(平成30年度からの実施分)において、基準病床数(の算定式)の見直しを行うことができるよう、現在の指針にある医療計画における基準病床数の見直しに係る記載を残すこととする。

#### ※現行指針の抜粋

- 「・・・またこれと併せ、医療計画(医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項に規定する医療計画をいう。 以下同じ。)における基準病床数の見直しを進める。」
- 医療計画との関係について

入院中の精神障害者の地域生活への移行に係る成果目標の達成に当たっては、地域の医療サービスに係る体制の整備が重要であり、特に医療計画との関係に留意する旨を記載する。

## 成果目標③ 障害者の重度化・高齢化や 「親亡き後」を見据えた 地域生活支援拠点等の整備

## 地域生活支援拠点等の整備に向けた取組について

#### 地域生活支援拠点等の整備に関する基本的考え方等

- 地域には、障害児者を支える様々な資源が存在し、これまでも各地域の障害福祉計画に基づき整備が進められているところであるが、それらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分でないことから、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要。
- 地域生活支援拠点等については、第4期障害福祉計画の基本指針において、成果目標として、平成29年度末までに各市町村又は各圏 域に少なくとも一つを整備することを基本。
- 〇 この間、平成27年度には、各市町村等における拠点等の整備の取組を進めるため、「地域生活支援拠点等の整備推進モデル事業」を実施するとともに、その報告書を全ての自治体に周知。あわせて、モデル事業の成果を踏まえた、地域生活支援拠点等の整備に際しての留意点等を通知。
- 本年9月時点における拠点等の整備状況をみると、整備済が20市町村、2圏域。

#### 成果目標等(案)

- 〇 第5期障害福祉計画の基本指針においては、現在、地域生活支援拠点等の整備が必ずしも進んでいない状況に鑑み、まずは<u>現行の成果</u> 目標を維持することとしてはどうか。
- その上で、平成30年度以降の更なる整備促進を図るため、今後、以下のような取組を実施することとしてはどうか。
  - □ 基本指針(第三 障害福祉計画の作成に関する事項)を見直し、以下のような視点を盛り込む。
    - ① 各地域においてどのような体制を構築するか、目指すべき地域生活支援拠点等の整備方針を検討するため、協議会(障害者総合支援法第89条の3に規定する協議会をいう。)等を十分に活用すること。
    - ② 整備方針を踏まえ、地域生活支援拠点等を障害児者の生活を地域全体で支える核として機能させるためには、運営する上での課題を共有し、 関係者への研修を行い、拠点等に関与する全ての機関、人材の有機的な結びつきを強化すること。
    - ③ 整備方針や必要な機能が各地域の実情に適しているか、あるいは課題に対応できるかについて、中長期的に必要な機能を見直し、強化を図る ため、十分に検討・検証すること。
  - □ 地域生活支援拠点等の意義の徹底や、運営方法等について記載した通知を改めて発出。
  - □ 全国会議の開催(モデル事業実施自治体等の事例紹介等)。
  - □ 地域生活支援拠点等の整備の状況を踏まえた**好事例(優良事例)集の作成、周知。**

【成果目標(案)】 平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

### 地域生活支援拠点等の全国の整備状況について(速報値)

※ 障害福祉課調べ

〇 地域生活支援拠点等の全国の整備状況について、平成28年9月時点で調査を行ったところ、20市町村及び 2圏域において整備済となっている。(全国の自治体数1,741、圏域数352)

#### ① 地域生活支援拠点等の整備数(予定含む)

平成28年9月時点で整備済	20市町村	2圏域
平成28年度整備予定	8市町村	O圏域
平成29年度整備予定	256市町村	79圏域
未定	938市町村	56圏域

#### ② 整備類型(予定含む)

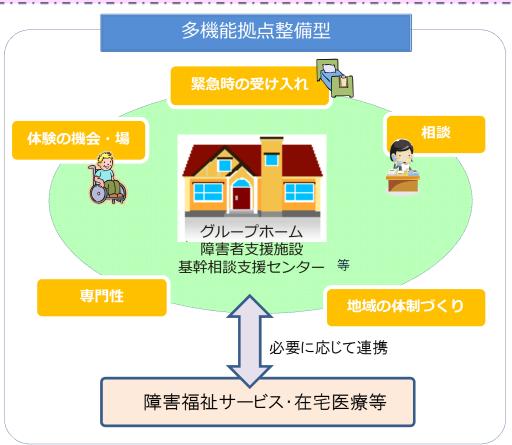
多機能拠点整備型	42市町村	2圏域
面的整備型	235市町村	69圏域
多機能拠点整備型+面的整備型	26市町村	4圏域
その他	O市町村	O圏域
未定	919市町村	62圏域

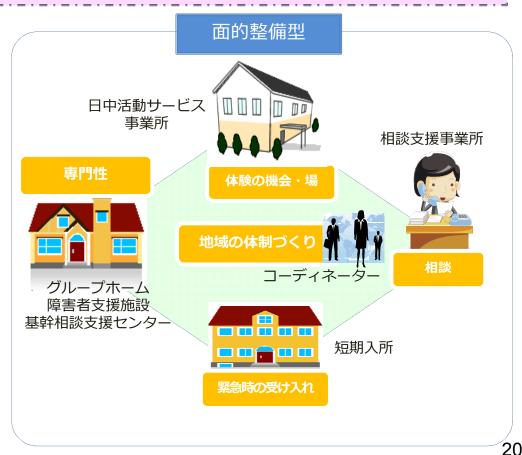
## 地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化·高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法(イメージ)※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。





## 地域生活支援拠点等整備推進モデル事業一覧

番号	都道府県	自治体	事業概要
1	<b>市</b>	栃木市	地域一体となった支援体制を構築するために、複数の法人を運営主体とした拠点モデルを整備。 特に、拠点における体験の機会・場の提供や緊急時の受入体制の整備にあたってニーズや地域の課題を検証。
2	栃木県	佐野市	拠点を担う1つの社会福祉法人と、居住機能や地域支援機能等を持つ3つの社会福祉法人を中心に連携体制を構築。
3	千葉県	野田市	特別養護老人ホームとグループホーム(共同生活援助)を基幹施設とした地域生活支援拠点を整備。
4		大田区	基幹相談支援センターを中心に、通所施設や緊急一時保護施設等で機能を分担した面的な整備体制を構築。
5	東京都	八王子市	市内の障害者支援団体と連携し、地域で生活するために支援を必要とする障害者のニーズを把握し、支援を実施・検討しながら拠点の面的整備を進める。 地域の様々なニーズを調査・検証するとともに、地域生活支援の在り方を研究。
6	新潟県	上越市	緊急時における速やかな相談支援体制の整備と「重度かつ高齢」になった障害者に対する支援のあり方を検討。
7	京都府	京都市	地域における障害者(児)の生活支援を図るため、1箇所の障害者地域生活支援センターにおいて地域生活支援拠点を 設置し、土日祝日・年末年始における相談対応を行うとともに、特に緊急時に障害福祉サービスの利用調整の必要の高い方に対して、あらかじめ関係機関の役割分担等を記載した「緊急対応プラン」を作成。
8	山口県	宇部市	ぷれグループホーム、おたすけショートステイ、とりあえず相談窓口を活動の中心とする拠点を整備。 拠点も含め、既存の機関、地域支え合い包括それぞれの特徴を活かした面的なネットワークの充実。
9	大分県	大分市	複数法人により地域連携型で各事業所が有するサービスをコーディネートするため、安心コールセンターを設置し、緊急事態に直接的なケアを行うための人的体制を構築する。

#### 地域生活支援拠点等の整備に際しての留意点等について

※ 平成28年8月26日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡

- 〇 平成27年度地域生活支援拠点等整備推進モデル事業(9自治体において実施)の成果を踏まえ、地域生活支援拠点等を整備する上で必要不可欠な観点、留意すべき点等をまとめましたので、参考としていただき、地域の実情に応じた積極的な体制整備をお願いします。(※ 地域の実情により必ずしも全ての事項を網羅する必要はありません。)
- 各自治体における取組の具体例を別紙にお示ししますので、併せて参照ください。

#### 1 協議会等の活用

○ 協議会等を十分に活用し、どのような支援の拠点等を整備するかの整備方針を検討することが重要です。

#### 【ポイント】

- (1)地域の実情に応じたニーズを把握し、課題を共有する。
- (2)地域分析(アセスメント)にあたって、関係者からのヒアリング、調査等の方法を検討する。
- (3) 関係機関等の連携・緊密化を図るため、事業所間・職種間の信頼関係構築の手法を検討する。

#### 【必要な視点】

○ 地域生活支援拠点等が担う必要な機能(①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・ 養成、⑤地域の体制づくり)の5つの必要な機能をどのように組み合わせ、どの機能を充実・強化するか、付加する機能の検討 も踏まえ、地域においてどのような体制を構築するか、目指すべき拠点等の整備方針を掲げることが必要です。

#### 2 関係者への研修・説明会の開催

○ 整備方針を踏まえ、拠点等を運営する上での課題を共有することが重要です。

#### 【ポイント】

- (1)利用者・家族を取り巻く専門職や地域住民に対して拠点等の意義の説明を行い、課題の共有を行いながら、解決策の提案を受ける。
- (2)研修会等を通じ、地域の社会資源等の情報共有を図るとともに、関係機関、専門職の役割を認識する。

#### 【必要な視点】

○ 障害児者の生活を地域全体で支える核として機能させるためには、拠点等の理解促進・普及啓発を進めるとともに、 拠点等に関与する全ての機関、人材の有機的な結びつきを強化することが必要です。

#### 3 地域生活支援拠点等の整備類型、必要な機能の検討・検証

○ 拠点等の整備方針、機能が地域の実情に適しているか、課題に対応できるか、十分に検討・検証することが重要です。

#### 【ポイント】

- (1)多機能拠点型・面的整備型等の整備類型について、地域定着支援等を十分に活用し、地域の実情に応じた機動的な運営が図れる体制かどうか検証する。
- (2)相談機能の現状、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応を行う体制が十分か、また、専門的な人材の養成・確保のための対策を講じているか、地域の体制づくりのために必要な機能を満たしているか等、随時見直しを行い、拠点としての機能の充実・発展を図る。

#### 【必要な視点】

○ 地域の社会資源等を十分に活用し、緊急時の対応を含めた安定的な連絡体制の確保を図るため、中長期的に相談機能を はじめとした必要な機能の見直し、強化を図っていくことが求められます。

## 成果目標④ 福祉施設から一般就労への移行等

## 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標について

#### 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する現状について

- 就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)の利用を経て一般就労へ移 行した者の数については、平成26年度実績で平成24年度実績の約1.4倍(11,556人)となっている。
- 平成24年度から平成26年度の移行者数の年平均増加数(約1,700人)から推計すると、平成29年度においては、第4期障害福祉計画の基本指針の成果目標である「平成24年度実績の2倍の一般就労への移行者数の達成」をおおよそ満たすことが見込まれる。

(注)平成27年度の一般就労への移行者数は現在集計中。

#### 成果目標(案)

- 第5期障害福祉計画の基本指針においては、今般の傾向等(平成25年度から平成27年度にかけての一般就 労への移行者数の平均増加数の実績(約【P】人))を踏まえつつ、以下のような成果目標としてはどうか。
- ※ 今後の一般就労への移行に対する施策効果をどう考えるか。

#### 【成果目標(案)】

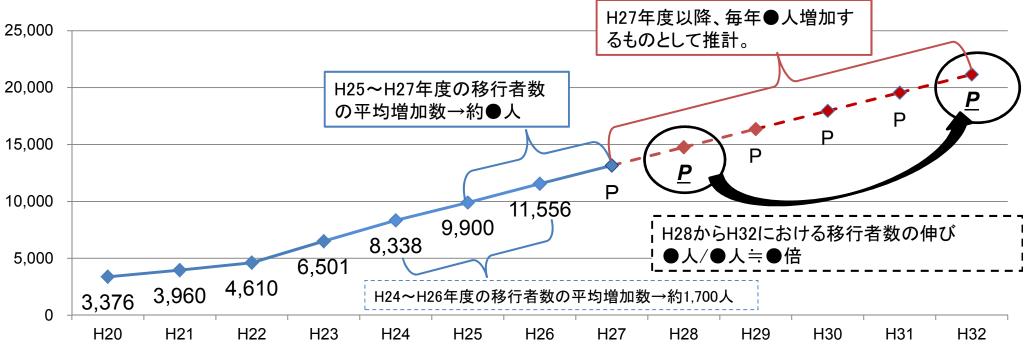
平成32年度末までに平成28年度実績の【P】倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。

#### (参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1~2期 (平成18~23年度)	第3期 (平成24~26年度)	第4期 (平成27~29年度)	第5期 (平成30~32年度)
1 <del>.5.</del> // /25+	1	1	1	平成28年度の一般就労への移 行実績の【P】倍以上
都道府県 障害福祉計画	4倍	4. 2倍	2倍	

## 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の推移について(参考データ)

#### 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の推移



(注)平成27年度の移行者数は現在集計中。

#### 基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値【再掲】

目標値	第1~2期 (平成18~23年度)	第3期 (平成24~26年度)	第4期 (平成27~29年度)	第5期 (平成30~32年度)
		1	1	平成28年度の一般就労への移 行実績の【P】倍以上
都道府県 障害福祉計画	4倍	4. 2倍	2倍	_

## 就労移行支援の利用者数に関する目標について

#### 就労移行支援の利用者数に関する現状について

- 就労移行支援事業の利用者数については、第4期障害福祉計画の基本指針において、平成29年度末における 利用者数を平成25年度末の利用者数(27,840人)の1.6倍以上とする成果目標を掲げているが、平成27年度末 の利用者数は、平成25年度末における利用者数の1.1倍(31,183人)に留まっている。
- 他の障害福祉サービス(就労継続支援等)から就労移行支援へ移行する者は少数に留まっている。
- 平成25年度から平成27年度の利用者数の平均増加率が約5%であることから推計すると、平成29年度では、 目標である平成25年度末の利用者数の1.6倍以上(42,540人)の利用者数を達成することは困難と考えられる。

#### 成果目標(案)

○ 第5期障害福祉計画の基本指針においては、今般の傾向を踏まえ、平成25年度から平成27年度にかけての 就労移行支援事業の利用者の平均増加率である約5%を基に、以下のような成果目標としてはどうか。

#### 【成果目標(案)】

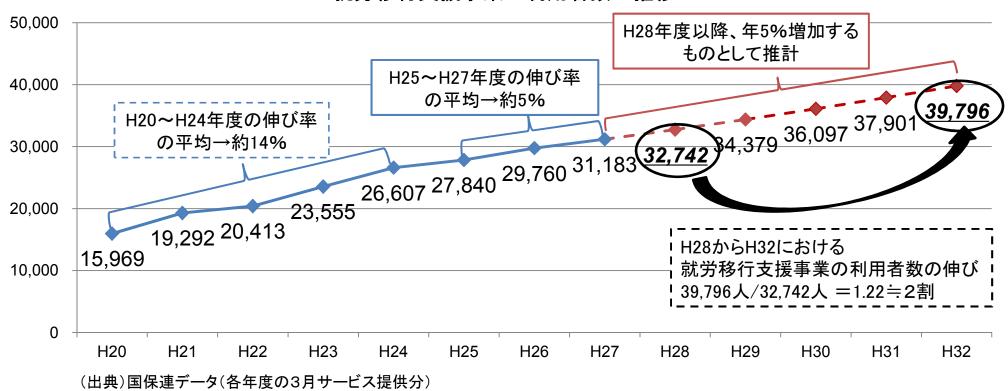
福祉施設から一般就労への移行の推進のため、平成32年度末における利用者数(サービス等利用計画案を踏まえて、アセスメント期間(暫定支給決定期間)を設定し、利用者の最終的な意向確認の上、就労移行支援の利用が適していると判断された者)が、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す。

#### (参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

(多行/至中田川及	(多名) 墨本田町及び印度所 宗障吉怞世町 凹にのける日保恒						
目標値	第1~2期	第3期	第4期	第5期			
口际吧	(平成18~23年度)	(平成24~26年度)	(平成27~29年度)	(平成30~32年度)			
14.不足針		保証を受付用者のつち2割以上か就 学移行支採事業を利用	平成25年度末における利用者数	就労移行支援事業の利用者数が 平成28年度末における利用者数 の2割以上増加			
都道府県 障害福祉計画	7. 5%	8. 1%	1. 6倍				

## 就労移行支援の利用者数の推移について(参考データ)

#### 就労移行支援事業の利用者数の推移



#### 基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値【再掲】

目標値	第1~2期 第3期 (平成18~23年度) (平成24~26年度)		第4期 (平成27~29年度)	第5期 (平成30~32年度)	
		倫征施設利用者の752割以上か就   学移行支採事業を利用	平成25年度末における利用者数	就労移行支援事業の利用者数が 平成28年度末における利用者数 の2割以上増加	
都道府県 障害福祉計画	7. 5%	8. 1%	1. 6倍		

## 就労移行支援の事業所ごとの移行率に関する目標について

#### 就労移行支援の利用者数に関する現状について

- 第4期障害福祉計画の基本指針においては、福祉施設を利用している障害者等の一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業所のうち、就労移行率(※)が3割以上の事業所を、全体の5割以上とすることを目指すという成果目標を設定した。
- しかし、近年は、就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所の割合の増加率は停滞している状況にある。(平成25年度:33.1% 平成26年度:33.1% 平成27年度は現在集計中。)
- ※「就労移行率」とは、ある年度の4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち、当該年度中に一般就労へ移行した者の割合を指す。

#### 成果目標(案)

○ 第5期障害福祉計画の基本指針の成果目標においては、近年、就労移行率が3割以上である就労移行支援 事業所の割合の増加率が停滞していることに鑑み、第4期障害福祉計画の基本指針での目標値を維持し、以下 のような成果目標としてはどうか。

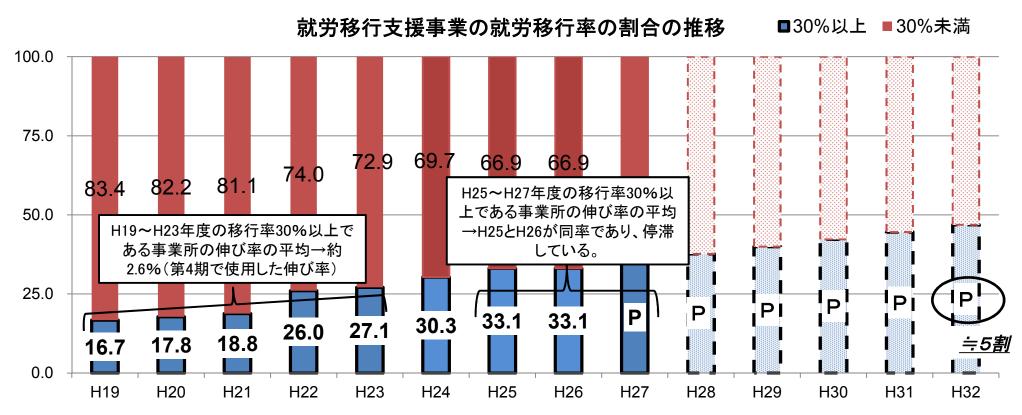
#### 【成果目標】

就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の<u>5割以上</u>とすることを目指す。

#### (参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1~2期 (平成18~23年度)	第3期 (平成24~26年度)	第4期 (平成27~29年度)	第5期 (平成30~32年度)	
基本指針		_	1	就労移行率が3割以上の就労 移行支援事業所を全体の5割 以上	
都道府県 障害福祉計画	_	_	50. 2%	_	

## 就労移行支援の事業所ごとの就労移行率の推移について(参考データ)



(注)平成27年度の就労移行率30%以上の事業所割合は現在集計中。

#### 基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値【再掲】

目標値	第1~2期 (平成18~23年度)	第3期 (平成24~26年度)	第4期 (平成27~29年度)	第5期 (平成30~32年度)	
基本指針	_	_		就労移行率が3割以上の就労 移行支援事業所を全体の5割 以上	
都道府県 障害福祉計画	_	_	50. 2%	_	

## 就労定着支援による職場定着率に関する目標について

#### 就労定着支援の創設について

○ 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズは多様化・増加していくものと考えられる。そこで、今般の障害者総合支援法の改正により、障害者就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、新たな障害福祉サービスとして、就労定着支援が創設されたところ。



#### 成果目標(案)

○ 第5期障害福祉計画の基本指針においては、障害者の就労定着を推進するため、<u>就労定着支援事業の定</u> <u>着率</u>に関する成果目標を設定することとしてはどうか。また、障害者就業・生活支援センターを利用して就職した者の就職後1年経過時点の職場定着率を参考に、以下の数値目標を設定してはどうか。

#### 【成果目標】

各年度における就労定着支援による<u>支援開始1年後の職場定着率を80%とすることを基本とする。</u>

※ また、同事業の効果を検討するため、今後、長期的な定着率も集計することも検討。

#### (参考)障害者就業・生活支援センター 就職者の職場定着率

	6か月後定着率	1年後定着率
平成26年度	83. 9%	75. 5%
平成27年度	84. 4%	76. 5%

(注1)障害者就業・生活支援センターの支援対象者は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者 (注2)就労定着支援の支援対象者は、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者を想定

## 成果目標⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

## 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築について

#### 障害児通所支援の現状について

- 〇 都道府県の障害保健福祉圏域別の障害児通所支援及び障害児相談支援の状況をみると、児童発達支援や放課後等デイサー ビス、障害児相談支援の事業所は、ほとんどの圏域において、少なくとも1カ所以上が指定されている状況にある。
- しかしながら、児童発達支援を行う事業所のうち、児童発達支援に加え、保育所等訪問支援などの地域支援を行い、障害児支援の中核的な施設となる児童発達支援センターについては、すべての圏域で配置されているという状況に至っていない。
- また、保育所等訪問支援についても、すべての圏域で配置されているという状況に至っていない。
  - □ 圏域ごとの事業所指定状況
    - ・ 児童発達支援(児童発達支援センターを含む) 97.4%
    - ・ 放課後等デイサービス 96.9%
    - · 保育所等訪問支援 72.6%
    - ・障害児相談支援 100%

[平成27年4月1日現在 障害児・発達障害者支援室調べ]

- □ 圏域ごとの事業所の配置状況
  - ・ 児童発達支援センター 65%(保育所等訪問支援を実施している児童発達支援センター 58%)

[平成28年4月1日現在 障害児・発達障害者支援室調べ]

#### 成果目標(案)

- 上記の現状を踏まえ、次期基本指針においては、重層的な地域支援体制の構築を目指すため、以下のように成果目標を設定して はどうか。
  - ・児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、<u>平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。</u>なお、市町村単独での設置が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。
  - ・ 地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村(又は圏域)に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

33

### 医療的ニーズへの対応について

#### 個別課題1:医療的ニーズへの対応状況について

- こうした障害児通所支援が整備されたとしても、医療的ニーズの高い重症心身障害児は、一般の障害児通所支援で支援を受けるこ とは難しい状況にある。このため、重症心身障害児を主に支援する事業所が必要となるが、こうした事業所は少なく、身近な地域で支 援が受けられる状況にはなっていない。
  - 主に重症心身障害児の発達支援を行っている事業所の割合
    - 児童発達支援 248カ所(事業所全体の6.3%) ・ 放課後等デイサービス 354カ所(事業所全体の4.1%)

「平成28年5月 国保連データ。重症心身障害児に対し支援を行う場合の単価を算定している事業所数を集計]

医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障 害児(重症心身障害児のうち医療的ケアが必要な障害児を含む)が増加している。

医療的ケア児がそれぞれの地域で適切な支援を受けられるよう、先般の児童福祉法改正において、「地方公共団体は、人工呼吸 器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、 医療、福祉、その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連携調整 を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるように努めなければならない」と規定されたところである。

関係機関の協議の場を設置している自治体・・・大阪府、三重県など

#### 成果目標(案)

- 上記の現状を踏まえ、次期基本指針においては、以下のように成果目標を設定してはどうか。
  - □ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
    - · 重症心身障害児が身近な地域で支援が受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支 援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での 確保が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で確保することもできるものとする。
  - 医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置
    - ・ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医 療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困 難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。
  - 上記に加え、医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターの配置の促進を基本指針に位置づけることを検討 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援

専門員等の各市町村への配置(市町村単独での配置が困難な場合は圏域での配置も可)促進を図る。

## 放課後等デイサービスの質の向上について

#### 個別課題2: 放課後等デイサービスの質の向上の必要性について

○ 前述のような障害児支援の量的整備とは別に、支援の質の向上が求められている。特に、放課後等デイサービスは、量的な拡大をしているが、適切な発達支援が行われず単なる居場所となっている事例や、発達支援の技術が十分でない事業所が軽度の障害児を 集めている事例があるとの指摘があり、放課後等デイサービスガイドラインを活用した支援の質の向上が求められている。



#### 【これまでの国の取組】

- 1. 放課後等デイサービスガイドラインの策定·公表 (H27. 4.1障害保健福祉部長通知)
- 2. 放課後等デイサービスガイドラインの活用の周知徹底 (H28.3.7障害福祉課長通知)

【放課後等デイサービスガイドラインに基づく自己評価結果の確認状況】

○放課後等デイサービス事業所が行うガイドラインに基づく自己評価結果の公表についての都道府県・指定都市・児童相談所設置市の確認 状況

7自治体 / 69自治体【都道府県・指定都市・児童相談所設置市】 「平成28年4月1日現在 障害児・発達障害者支援室調べ

#### 成果目標(案)

○ 上記の課題を踏まえ、放課後等デイサービスの質の向上を図るため、平成27年4月に策定した放課後等デイサービスガイドラインを 活用した成果目標について検討する。

35

## 活動指標の全体像

## 活動指標の全体像

福祉施設から一般就労への移行等、障害福祉サービス、相談支援、発達障害者支援及び障害児支援に係る活動 指標の全体像及び各々の見込みを立てる際の勘案事項は次表のとおり。

なお、サービスの量は、障害福祉サービスの訪問系はまとめて、それ以外のサービスはそれぞれの種類ごとに見込 む。

また、サービスの量を見込むに当たっては、長期入院患者の地域移行のニーズを踏まえて見込むこととし、実績につ いては障害種別ごとに把握することとしてはどうか。

<福祉施設から一般就労への移行等>

事項	第5期障害福祉計画の活動指標の考え方
就労移行支援事業の利用者数	第4期障害福祉計画からの継続。
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち 一般就労への移行者数	<b>)第4期障害福祉計画からの継続。</b>
福祉施設から公共職業安定所に誘導した 福祉施設利用者数	福祉施設から一般就労への移行により一層資する活動指標とするため、どの程度の利用者が福祉施設から公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターに誘導され、そのうちどの程度が支援を受けて就職しているかを一
福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福 祉施設利用者数	

## 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就

・障害者就業・生活支援センター事業による支援対象者数 ・公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援件数 職業能力開発促進法に基づく障害者への職業訓練は、障害者委託訓練だ

• 障害者試行雇用事業の開始者数 職場適応援助者による支援対象者数

新たに活動指標として設定。

## 職した者の数

けでなく、障害者職業能力開発校と一般の職業能力開発校でも実施してい ることから、第4期障害福祉計画の活動指標であった「障害者の多様な委託 訓練事業の受講者数」は、「障害者に対する職業訓練の受講者数」と改める。

## 就労定着支援事業の利用者数

障害者に対する職業訓練の受講者数

就労定着支援開始1年後の職場定着率を成果目標として設定することから、 37

#### <障害福祉サービス、相談支援>

区分	サービスの種類	現に利用し ている者の 数	障害者等の ニーズ	平均的な 一人当た り利用量	施設入所者の 地域生活への 移行者数 (成果目標)	入院中の精神障害 者のうち地域生活 への移行後に当該 サービスの利用が 見込まれる者の数	福祉施設利 用者の一般 就労への移 行者数(成 果目標)
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援の 利用者数、利用時間数	0	0	0	<u>O</u>	<u>O</u>	
	生活介護の利用者数、利用日数	0	0	0	0	<u>O</u>	
	自立訓練(機能訓練)の利用者数、利用日数	0	0	0	0		
	自立訓練(生活訓練)の利用者数、利用日数	0	0	0	0	0	
	就労移行支援の利用者数、利用日数	0	O <b>※</b> 1	0	0	0	0
日中活動系	就労継続支援(A型)の利用者数、利用日数	0	O% 2	0	0	0	
	就労継続支援(B型)の利用者数、利用日数	0	0	0	0	0	
	就労定着支援の利用者数		<u>O</u>				<u>O</u>
	療養介護の利用者数	0	0				
	短期入所(福祉型・医療型)の利用者数、 利用日数	0	0	0	0	0	

※1:特別支援学校卒業者等、新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数を含む

※2:地域の雇用情勢等も勘案して必要なサービス量を見込む

#### <障害福祉サービス、相談支援>

区分	サービスの種類	現に利用して いる者の数	障害者等の ニーズ	平均的な 一人当た り利用量	施設入所者の地域 生活への移行者数 (成果目標)	入院中の精神障害 者のうち地域生活 への移行後に当該 サービスの利用が 見込まれる者の数	福祉施設利 用者の一般 就労への移 行者数(成 果目標)
	自立生活援助の利用者数		<u>0%3</u>		<u>O</u>	<u>O</u>	
居住支援・施設系	共同生活援助の利用者数	0	0		0	0	
	施設入所支援の利用者数	0	O <b></b> % 4		Δ※5		
相談支援	計画相談支援の利用者数	<u>O</u>	0			<u>O</u>	
	地域移行支援の利用者数	O	<u>O</u>		0	0	
	地域定着支援の利用者数	<u>O</u>	O <b></b> %3		0	0	

※3: 単身である障害者の数・居住している家族による支援を受けられない障害者の数を見込む

※4:グループホーム等での対応が困難な者といった真に必要と判断される数を見込む

※5:地域生活への移行者数を控除して見込む

#### <発達障害者支援関係(詳細については後掲)>

#### 事項

発達障害者地域支援協議会の開催回数

発達障害者支援センターの相談件数

発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言回数

発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数

#### <障害児支援>

サービスの種類	現に利用して いる障害児の 数	障害児等の ニーズ	医療的ケアを必要と する障害児のニーズ	平均的な一人 当たり利用日数	地域における 児童数の推 移	保育所や認定こど も園、幼稚園、放 課後児童クラブ等 での障害児の受入 状況	入所施設から退所 後に利用が見込ま れる障害児の数
児童発達支援の利用児童数、 利用日数	0	0	<u>O</u>	0	0	0	0
医療型児童発達支援の利用児童数、 利用日数	0	0	<u>O</u>	0	0	<u>O</u>	0
放課後等デイサービスの利用児童数、 利用日数	0	0	<u>O</u>	0	0	0	0
保育所等訪問支援の利用児童数、 利用日数	0	0	<u>o</u>	0	0	0	
<u>訪問型児童発達支援の利用児童数、</u> 利用日数		<u>O</u>	<u>O</u>	<u>O</u>	<u>O</u>		
障害児相談支援の利用児童数	<u>O</u>	<u>O</u>	<u>O</u>		<u>O</u>		
福祉型障害児入所施設の 利用児童数	0	0	<u>O</u>		0		
医療型障害児入所施設の 利用児童数	0	0	Q		0		

### 事項

## 発達障害者支援の一層の充実について

#### 発達障害者支援法の改正

- 発達障害者支援法の改正により、以下のことが規定された。
  - ・ 都道府県及び指定都市(以下「都道府県等」という。)は、発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者支援に従事する関係者等により構成される発達障害者支援地域協議会を置くことができること。
  - ・ 都道府県等は、発達障害者の支援を行うに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者及びその家族その他の関係者が可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすること。

#### 基本指針への記載(案)

- 上記の改正を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、相談支援の体制の確保に関する基本的考え方に次のこと を規定してはどうか。
  - ・ 地域における発達障害者の課題について情報共有を図るとともに、自治体内の支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証し、地域の実情に応じた体制整備を計画的に行うため、発達障害者支援地域協議会の設置が重要であること。
  - ・ 都道府県等は、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者が可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるようにするため、発達障害者支援センターの複数設置や発達障害者地域支援マネジャーの配置などの適切な配慮を行うこと。

#### 活動指標(案)

○ 上記の基本的考え方を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、発達障害者支援地域協議会並びに発達障害者 支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの活動指標を次のように設定してはどうか。

#### 【活動指標】

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数
- 〇 発達障害者支援センターの相談件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関や地域住民への研修、啓発件数